

安城市さわやかマナーまちづくり推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市さわやかマナーまちづくり条例（平成26年安城市条例第42号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(さわやかマナー推進地区)

第2条 条例第4条第3項の規定により告示する事項は、同項に定めるもののほか、さわやかマナー推進地区（以下「推進地区」という。）の指定をした年月日とする。

(活動団体の登録等)

第3条 条例第5条に規定する市民活動団体等（以下「活動団体」という。）が活動団体としての登録を受けようとするときは、安城市アダプトプログラム実施要綱（平成19年2月1日施行）様式第1によるアダプト活動申込書兼さわやかマナーまちづくり活動団体登録申請書に同要綱様式第2によるアダプト活動計画書兼さわやかマナーまちづくり活動計画書（以下「計画書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該申請をした活動団体が次の各号のいずれにも該当し、適当と認めるときは、活動団体として登録した上で、さわやかマナーまちづくり活動団体登録通知書（様式第1）により当該申請をした活動団体に通知するものとする。

(1) 活動団体を構成する人数が5人以上であること。

(2) 毎月1回以上、推進地区においてさわやかマナーまちづくりの推進に係る活動（以下「活動」という。）を実施する予定であること。

3 活動団体は、前項の規定による登録（以下「登録」という。）を辞退しようとするときは、さわやかマナーまちづくり活動登録辞退届（様式第2）を市長に提出しなければならない。

(活動団体への支援)

第4条 市長は、活動団体に対して次に掲げる支援を行うものとする。ただし、活動をする年度の10月以後に登録を受けた活動団体に対しては、当該年度内において第1号に掲げる支援を行わない。

(1) 予算の範囲内での報償金の交付

(2) 活動の実施時に必要な物品等の支給又は貸与

(3) その他活動に必要な支援

(計画書等の提出)

第5条 活動団体は、活動をする前年度の3月末日までに計画書を市長に提出しなければならない。

2 活動団体は、活動をした年度の3月末日までに安城市アダプトプログラム実施要綱様式第5によるアダプト活動報告書兼さわやかマナーまちづくり活動報告書（以下この項において「報告書」という。）及びさわやかマナーまちづくり活動団体報償金交付請求書（様式第3）（前条ただし書の活動団体にあつては、報告書）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があつたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報償金を当該請求をした活動団体に交付するものとする。

(1) 活動人数が10人以下の場合 年額1万円

(2) 活動人数が10人を超える場合 年額2万円

(承認の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、さわやかマナーまちづくり活動承認取消通知書（様式第4）により登録を取り消した活動団体に通知するものとする。

(1) 活動団体の活動の実情が承認の内容と著しく異なると認められるとき。

(2) 活動団体が、前条第1項若しくは第2項の規定による書類の提出を怠ったとき、又はこれらの記載内容が虚偽であつたとき。

(3) その他活動団体としてふさわしくないと認められるとき。

(路上喫煙禁止区域)

第7条 条例第6条第4項の関係機関等は、地元町内会、商店街振興組合、日本たばこ産業株式会社及び市長が必要と認める団体とする。

2 条例第6条第5項の規定により告示する事項は、同項に定めるもののほか、路上喫煙禁止区域の指定の効力が生ずる年月日とする。

(さわやかマナー推進員)

第8条 条例第8条第1項のさわやかマナー推進員（以下「推進員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから非常勤の特別職として市長が委嘱するものとする。

- (1) 活動団体に属する者
- (2) さわやかマナーまちづくりに熱意を有する者

2 推進員の委嘱期間は2年とし、再任を妨げない。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進員の報酬)

第9条 市長は、推進員に安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第18号）の規定により報酬を支払うものとする。

(顕彰の対象)

第10条 条例第9条の規定による顕彰の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) さわやかマナーまちづくりの推進に係る活動をおおむね10年以上行っている者
- (2) さわやかマナーまちづくりの推進に係る活動が模範となり、他に波及効果をもたらす者

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第5条第1項の改正は、同年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。